

2019年10月1日より消費税の軽減税率制度が導入されます!!

知って
おきたい
基礎知識

軽減税率 経理処理実務講座

軽減税率導入で
何がかわるの?



えっ!
実際こんなことも
するの??

2019年10月、消費税10%引き上げと同時に、“軽減税率”が導入されます。事業者は複数の税率を同時に扱わねばならず、店舗業務、会社の経理業務への負担が増します。加えて税額計算や新しい請求書方式など、**どんな業種・業界であっても様々な影響を受ける**ことになり、今その対策へ不安の声が挙がっています。本講座では、軽減税率が導入されたときにどんなことが変わるのか**演習問題を交えて実務を体験していただきます**。この機会に是非ご参加ください。

日時
令和元年 **10/15** 火
14:00 ~ 16:00

会場 **山形グランドホテル**
〒990-0043 山形市本町1-7-42

定員 **50名** ※先着順。定員を超過した場合のみご連絡いたします。

受講料 **無料**

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX、またはお電話にてお申込みください。

主催 山形商工会議所 経営支援課
問合せ 〒990-8501 山形市七日町3-1-9
TEL(023)622-4666
FAX(023)622-4668

講座内容

1. 簡単に軽減税率制度のおさらい
 - ・導入スケジュール
 - ・制度の概要(対象品目・将来的なインボイスなど)
 - ・消費税経理処理と消費税申告(特に簡易課税)
2. この場合はどうなる!? ケースで学ぶ仕訳!
 - ・消費税率8%・10%の帳簿・請求書及び仕訳の注意点(特に2019年10月の請求書に注意)
 - ・軽減税率対象商品の扱いをケースごとに
 - (1) 小売・飲食業の場合
 - (2) 製造・建設業の場合
3. ちょっと体験! 実務演習
 - ・手書きで発行している請求書対応
 - ・増税後、最初の確定申告時に注意すべき対応

※最新情報を取り入れるため内容が変更になる場合がございます。



講師



公認会計士 かいお ひろあき
海生 裕明 氏

1958年生まれ。学習院大学卒業後、数種の仕事をを経て、1983年、経営コンサルティング会社を設立。1985年、公認会計士試験に合格後3年間大手監査法人にて監査実務を経験。2000年、IT企業のCFOに就任。上場を目指すもITバブル崩壊により断念。2006年、証券会社において株式公開引受及び投資銀行担当役員を経て、現在、主に上場会社の監査、中小企業に対して再生支援、売上増加、資金調達、事業継承等のアドバイスを行うとともに、全国各地で講演・セミナーを行う。

『軽減税率対策セミナー』受講申込書 FAX 023-622-4668

事業所名		業種	製造・建設・小売・卸売 サービス・飲食・その他
事業所所在地	〒	TEL	
		FAX	
受講者名	役職	氏名	
	役職	氏名	

※本申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーの実施・運営、および商工会議所からの連絡に利用いたします。

セミナーなど最新情報をお届けします!



山形商工会議所
LINE@
友だち募集中! >>>